(昭和四〇年五月四日)

(保険発第四六号)

(健康保険組合理事長あて厚生省保険局保険課長通知)

保健施設が自主的かつ有効適切に行なわれることは、健康保険組合制度の一つの大きな利点であるが、最近健康保険組合において実施されている保健施設、特に医薬品等の配布を伴うものについては、反省を要すると思われる傾向が種々見受けられる。従つて、健康保険組合においては、左記に述べるところにつき十分に留意され、現在実施しようとしている内容と計画とにつき再検討を行い、改善すべき点は改善し、健康保険組合の保健施設として、真にその効果を発揮し得るように努力されたい。

記

- 1 保健施設は、被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)の傷病の予防と健康の保持増進とを目的とするものである。従つて、保健施設として医薬品等の配布を行なう場合、次のような諸点に留意しなければならない。
 - (1) 保健施設としての医薬品等の配布は、保健施設の目的を達成するための、また、その効果を確保するための手段として行なわれるべきものであり、必ず医薬品等の配布まで積極的に行なわなければならないという性質のものではないこと。
 - (2) 医薬品等の配布こそ保健施設の実施であるというような考え方、また、医薬品等の配布 さえしておけば保健施設は実施したことになるといつた安易な考え方は、排除しなければな らないこと。
 - (3) 例えば、夏期は疲労が甚だしいから薬を配布するというように、漫然と無計画にその実施を考えることは、厳に慎まなければならないこと。
 - (4) 医薬品等の配布については、形式的に流れることなく、当該健康保険組合の実態に即した、しかも真に健康保険組合の保健施設としての効果が十分に期待し得るものを選択しなければならないこと。
- 2 以上の基本的な考え方に照して、現在実施されようとしている保健施設をみると、
 - (1) ある一定の時期に、いわゆる保健薬を一斉に配布するような計画が多いが、これは1に 述べた基本的な考え方からして、健康保険組合の保健施設として適当なものであると考えら れず、むしろ、被保険者等に対し、特に病弱者に対して適切な健康管理指導を行なうことの 方が、より有効適切であると考えられる。
 - (2) 駆虫薬の配布について、全被保険者に配布する計画が見受けられるが、これは無計画性の如実な現われであつて、先ず年間の検便計画が樹てられ、その実施結果により対象を選定し、駆虫薬の配布が行なわれなければならない。なお、駆虫薬の配布は、医師の十分な指導のもとに行なわれることが必要である。
 - (3) 結核再発防止のためのいわゆる抗結核剤の予防投与については、医師の管理のもとに計画的に実施することが必要である。
 - (4) 殺虫剤、殺そ剤等を配布する場合、全被保険者に一律に配布する事例が多い。健康保険組合の保健施設として実施する場合には、先ず年間の環境衛生改善計画を定めて行なうことは勿論であるが、その効果の面をも考慮し、一定地域に集団的に設けられた社宅に居住している被保険者等に一斉に使用させる等その効果が期待できる場合にのみ配布すべきであつて、分散的に居住している被保険者等に漫然と配布するようなことは適当でない。また配布する場合に、ただ配布するだけではなく、使用についての適切な指導をも併せ行なうことが必要である。
 - (5) 救急用又は常備用の医薬品等の配布にあたつては、医師の指示を得なくとも使用できる 医薬品等に限定すべきことは勿論であるが、これについてもただ配布するのみではなく、被 保険者等に対する保健衛生指導の一環として、その使用方法の指導、更にその基礎となる保 健衛生に関する知識の涵養等をも併せて実施することが必要である。
 - (6) 高血圧症に対する治療薬の投与は、当然療養の給付として行なわれるべきであつて、これに関する薬剤を予防薬の名目で保健施設として配布することは適当でない。従つて、保健施設としては、検診及び一般的な指導による健康管理がその内容とされるべきである。
- 3 健康保険組合が保健施設として行なう医薬品等の配布を真に効果あらしめるためには、1に述べた基本的な考え方を尺度とし、2に述べた具体的な事例を参考として、保健施設全般に亘りきめ細かに再検討する必要があるが、その前提として、被保険者等の健康状態等に関する実態の把握が行なわれていなければならない。従つて、今後各健康保険組合においては、病類別統計資料の作成、整備とその活用等について大いに工夫する必要があり、また、実施計画の策定については、必ず医師等の専門的な意見に基づいて行なうように配慮する必要がある。